

印

陸軍省 送達 満發第二七〇一號

受第一二四五六號

陸軍省 陸軍政務局

佐

佐

昭和二十四年九月二十七日

陸軍省 陸軍政務局

外務省 陸軍省 陸軍政務局

別紙に添付の件を以て、
昭和二十四年九月二十七日
陸軍省 陸軍政務局
外務省 陸軍省 陸軍政務局

陸軍省

5-1 233

0105

陸軍
 昨夜海國東洋船會社備船スタンザアル
 船当港ニ入港セシラハ國船ハ出テ許サ
 ザルヨリ海國東洋船會社船長ノ言ニ依
 リ右ノ浦塩新徳ヲ奉ルトシオリガブルサコ
 フイムパラトハスカヤアシキセドルデカストリー、
 ニコライフスリノ海ニ定期航海ヲ開始シタルモ
 ノモシラ東洋船會社船長ノ言ニ依リ東洋船會社
 又浦塩生貴ノ係全地日本貿易事務及、
 船會社ノ心海國東洋船會社ノ心海國東洋船會社
 船會社ノ心海國東洋船會社ノ心海國東洋船會社

陸軍

5-1233

0105

明治 年 月 日
日 起 華
日 發 清

少 友 邦

在 浦 港

海 軍 省 長

川 之 質 易 事 務 官

大 臣

在 樺 太 司 令 官 ヨリ 陸 軍 省

省 へ 左 通 電 報

外 務 省

ニ 付 以 念 上 陸 軍 省 長

ニ 十 六 日 夜 船 本 東 亞 海 船 會

社 備 船 ス タ ン ダ ー ル コ ル サ コ フ

入 港 セ シ ヲ 次 予 外 國 船 出 入

許 カ ル 旨 ヲ 諭 シ 直 出 帆

ヤ シ メ タ リ 船 長 ノ 言 コ シ ム 右

浦 地 ヲ 基 点 ト シ 一 オ リ ガ コ ル サ コ フ

電 送 第 一 五 六 〇 號
明 治 二 十 年 三 月 廿 八 日 三 時 發

5-1 2 3 3

インペラトルスカヤ、アレキサンデル、デ
カストリ、ニコラ、アスタ、間、

定期航海ヲ開始シタル

モ、ニシテ、他ノ船舶モ
引接キ、来港スヘシトナリ

尚、船長ハ、本船ノ当地ニ
来レルニ、^{口立}口立ヲ、^待待ニ、^於於テ、^同同地

外務省

室の港、差支ナキ旨、答へらし

タリ、ニヨルト申、立テタリ



一頁

明治三十九年七月十九日

公第七八號

第一三〇六

露國東亞汽船會社 往來スタンダード
線のルサツフ入港ニ関スル件

露國東亞汽船會社 往來スタンダード号のルサツフ入港ニ関シ昨廿八日貴電ツレテ來示ニ趣テ承然ルニ同船長ハ我陸軍官憲ニ對シ同船ノ該地ニ來ルハ當館ニテ同地寄航ナキ旨答ヘタルニヨリト申立タル趣ニ答ヘトモ外國船ノルサツフ入港許否ニ関シ是迄當館ニ照會シ來リタル者更ニ多ク後テ當館ニ於テ前記ノ如キ回答ツラスヘキ答ナリ右ハ多分同船長カ通

在浦潮港日本貿易事務館

辭ヲ設ケテ我陸軍官憲ニ答ヘタルニト

以家案

尚ホ本件ニ就テ同汽船會社当地代理店ニ對シ貴電ニ趣テ通知シ今後外國船ヲコルサツフニ寄航セシメントモ豫メ東京駐劄本國公使ヲ經テ日本政府ノ許可ヲ受テ置ク方ヨリ然者勸告シ且同會社カ其航路第一線ニ使用スル汽船 ロングムーン号ハ去ル廿七日清韓沿岸諸港間ノ定期航海ニ就キ其航路表ニ大連ニ寄航スル旨記載有リトモ此テ同港ニ來タ外國船ノ入港ノ許可セサル様記憶シ取テヨリ豫メ日本政府ノ許可ヲ受テ置カサニ是亦スタンダード

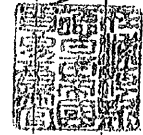
号同様ノ不幸ニ遭遇スレキ旨敬言告リ與
一四五

右申進ニ致具

明治三十九年六月廿九日

在浦潮

貿易事務官川上俊彦



外務大臣子爵村林董殿

在浦潮港日本貿易事務館

5-1 233



大臣官署

明治廿九年七月十一日接受

明治廿九年七月十一日起草
封日發遣

政務局長

主任

百三十三号
陸軍大臣
陸軍省

送第九四七號

露少東亞洋行船隻及船隻

ニカニシテ先ノ露少東亞洋行

外務省

露少東亞洋行船隻及船隻

スタングラード長コルサコフ入

港外。露少東亞洋行船隻及船隻

満蒙ノ二七〇一号ノ洋行船隻

号ノ船隻ノ船隻及船隻

滿洲省ノ貿易ノ船隻及船隻

ハ一覽ヲ持シテ在リテ在リ

今日物に...
...
...
...

外務省
...

外務省

5-1 233

0112